



発行 東京都

目次

規則

○大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課）

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞.....（住宅政策本部住宅企画部不動産産業課）

○都道の供用開始.....（建設局道路管理部路政課）

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定.....（建設局道路管理部監察指導課）

規則（教）

○東京都教職員健康相談員の設置に関する規則を廃止する規則.....

訓令（教）

○学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正.....

○東京都立学校職員出勤記録整理規程の一部改正.....

○東京都教育委員会被服貸与規程の一部改正.....

○東京都立学校事案決定規程の一部改正.....

規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二十三号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「平仮」を「平」に、

「平大」を「平大」を「平大」に改める。

別記第一号様式の二中「平・大・平・平」を「平」に、

「平大」を「平」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則別記第一号様式及び第一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

東京都告示第三百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和二年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和二年四月十五日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策

本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社マナコーポレーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 弦巻 純

(三) 主たる事務 荒川区西日暮里二丁目二十二番二号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三四三四号

(五) 免許年月日 平成二十八年九月三十日

●東京都告示第三百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間 中央区築地一丁目千三百八番六地先から同区築地四丁目十三番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

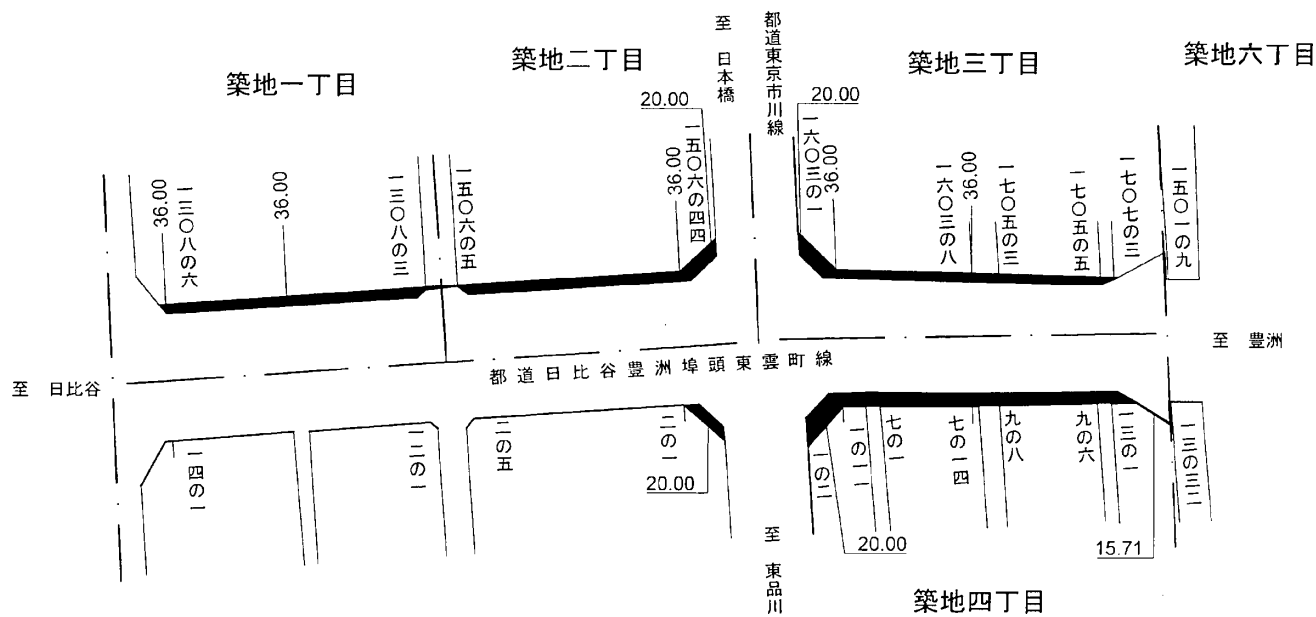
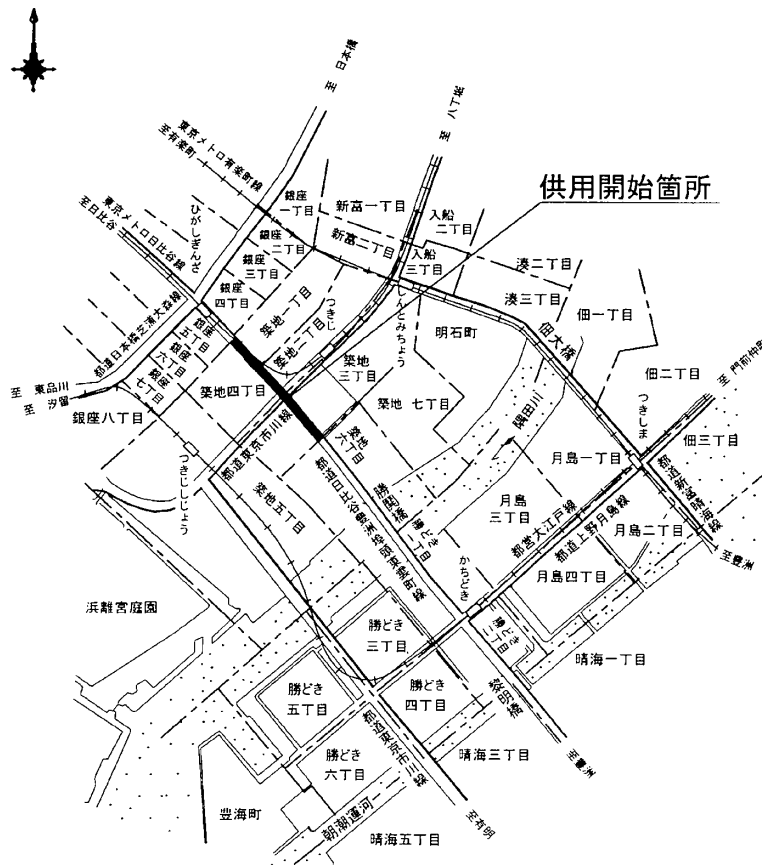
四 供用開始の期日 令和二年三月二十五日

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線供用開始略図
中央区築地一丁目、築地四丁目

都道
特別区道
供用開始区域

延長 四〇一・一二メートル
面積 一、九七九・〇一平方メートル



●東京都告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年三月二十五日

一路線名 東京都知事 小 池 百合子
日比谷豊洲埠頭東雲町

二 占用を制限する区間

中央区築地一丁目千三百八番六地先から同区築地四丁目十三番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和二年三月二十六日

規 則 (教)

東京都教職員健康相談員の設置に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都教職員健康相談員の設置に関する規則を廃止する規則

東京都教職員健康相談員の設置に関する規則(昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第一号

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

東京都教育委員会

第一条中「、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を「及び同法第二十八条の五第

一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

●東京都教育委員会訓令第二号

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

東京都立学校職員出勤記録整理規程(昭和三十六年東京都教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

東京都教育委員会

第一条中「者で、常勤の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を「一般職の職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第三号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所
都 立 高 等 学 校

都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校

東京都教育委員会被服貸与規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

東京都教育委員会

第一条中「常勤の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を「一般職の職員」に改める。
第三条第一項中「別表による」を「別に定める」に改める。

別表を削る。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第四号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校

東京都立学校事案決定規程(平成九年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十五日

東京都教育委員会

別表2の部(1)の項校長の欄及び経営企画課長の欄中「臨時職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改め、同

部(2)の項副校長の欄中「非常勤講師、嘱託員(教育職員)」を「会計年度任用職員(経営企画課長及び経営企画室長の決定すべき事案とされている場合を除く。)」に改め、同項経営企画課長及び経営企画室長の欄中「嘱託員」を「会計年度任用職員」に改め、同表備考2中「短時間勤務の職を占める職員」の下に「及び同法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員」を加える。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一
 一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

